

**【新設】（発行済株式）**

68の2の3(2)-1 措置法第68条の2の3第5項第1号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額（以下68の2の3(2)-2において「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下68の2の3(2)-2において「払込み等」という。）が行われていないものも含まれるものとする。

**【解説】**

- 1 企業グループ内の一定の内国法人間で行われる合併のうち、合併法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係がある外国法人（特定軽減税外国法人又は特定軽減税外国法人の親法人である外国法人に限る。）の株式を対価とするものは、適格合併に該当しないこととされている。なお、分割及び株式交換についても同様とされている（措法68の2の3①②③⑤一、二）。
- 2 ところで、この外国法人の中には、その設立の根拠となった会社法等の規定により、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部の払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていない法人が存在する。この場合、その払込み等が行われていない株式をどのように取り扱うのかといった疑義が生ずる。
- 3 そこで、本通達の本文において、この場合の「発行済株式」には、この株式の払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとして取り扱うことを明らかにしている。